

個タク法令教科書[初版]および[新版]について、以下の通り訂正いたします。

初版9頁・26頁・36頁、新版9頁・28頁・38頁中           ： 時間指定予約料金 → 時間指定配車料金

初版9頁・26頁・36頁、新版9頁・28頁・38頁中           ： 車両指定予約料金 → 車両指定配車料金

初版25頁4行目、新版27頁4行目（新版6刷で訂正済）       ：

。区分は自動車の乗車定員と排気量によって分けられていて普通車、大型車、特定大型車のどれかです。



（なお、地方運輸局長が指定する地域にあつては国土交通大臣が定める区分も記載することとなっていますが、この区分はハイヤー（タク特2Ⅱ）についてのもので「都市型」と「その他」の二つが定められています。）。

初版47頁下2行目、新版50頁下2行目（新版6刷で訂正済）       ：

「営業所ごとに配置する事業用自動車の数、種別ごとの数、区分ごとの数」の変更については、お役所のお墨付き（認可）は必要ありませんが、あらかじめお役所へ届出をしておく必要があります（道運15Ⅲ）。個人タクシー事業者の事業用自動車は1台だけですから「数」が変わることはありませんし、福祉タクシーも別の許可が必要ですから「種別」が変わることもありません。実際に生じるのは、小さな自動車から大きな自動車へなど「区分」の異なる代替えをする場合で、その際には、あらかじめ事業計画事前変更届出書（道運施規15Ⅱ・道運施規14）を提出して届出をしておく必要があります。



「営業所ごとに配置する事業用自動車の数、種別ごとの数、区分ごとの数」の変更については、お役所のお墨付き（認可）は必要ありませんが、あらかじめお役所へ届出をしておく必要があります（道運15Ⅲ、道運施規15Ⅰ⑤）。事業計画事前変更届出書につき道運施規15Ⅱ・道運施規14）。個人タクシー事業者の場合には、事業用自動車は1台だけですから「事業用自動車の数」が変わることはありませんし、特殊車両である福祉タクシーも別の許可が必要ですから「種別ごとの数」が変わることもありません。さらに「国土交通大臣が定める区分」はハイヤー（タク特2Ⅱ）についてのものですから「区分ごとの数」が変わることもありません。

以上